

訪問看護サービス 利用契約書（医療保険）

医療法人（社団）寺田病院
訪問看護ステーション「コスモス」

訪問看護（訪問リハビリテーション）【医療保険】

重要事項説明書 （2頁 ～ 7頁）

利用契約書 （8頁 ～ 10頁）

個人情報使用同意説明書 （11頁）

重要事項説明書（医療保険）

1. 事業者の概要

事業者名	医療法人（社団）寺田病院
所在地	三重県名張市夏見3260番地1
代表者	理事長 寺田 紀彦
設立年月	昭和55年3月

2. 事業所の概要

事業所名	医療法人（社団）寺田病院 訪問看護ステーション「コスモス」
所在地	三重県名張市夏見3260番地1
医療機関番号	ステーションコード： 1390029（平成12年4月1日）
管理者	石倉 たまみ
電話番号	0595-61-2300
FAX番号	0595-61-2301

3. 事業の目的及び方針

(1) 事業の目的

主治医が指定訪問看護の必要を認めた患者等に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(2) 運営方針

患者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

患者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った医療の提供に努めるものとする。

4. 職員の職種、員数及び勤務の内容

管理者	1名	訪問看護員兼務
訪問看護員	3名	常勤専従2名、常勤兼務1名（管理者兼務）
理学療法士	8名	非常勤専従8名（病院・通所訪問リハビリ兼務）
作業療法士	2名	非常勤専従2名（病院・通所訪問リハビリ兼務）

5. 営業日及び営業時間

営業日	訪問看護サービス：月曜日から土曜日（国民の祝日も営業） 訪問リハビリサービス：月曜日から金曜日（国民の祝日は休業） ※但し、年末年始（12/30～1/3）を除く。
営業時間	午前8時45分から午後5時45分（訪問看護は、緊急の場合24時間対応）

6. 事業の内容

- ・病状の観察（血圧、体温、脈拍など）
- ・服薬の管理、指導
- ・日常生活看護、介護の指導
- ・清拭、洗髪による清潔の保持
- ・褥瘡の予防、処置
- ・緩和ケア、ターミナルケア
- ・チューブ、カテーテルや医療器具の管理、観察
- ・社会資源の活用相談、指導
- ・家族指導
- ・日常性上で必要な機能訓練、動作等の指導及び必要な援助
- ・療養生活や介護、看護方法の指導、相談
- ・介護用品の紹介

7. 利用料その他の費用の額

医療保険の自己負担は、かかった医療費の1～3割です。尚、医療保険には月間の支給限度額はありません。

【医療保険別の自己負担割合表】

後期高齢者（75歳以上の方）		1割、一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 （70歳～74歳）	2割、現役並みの所得者の方は3割
		一般（70歳未満）	3割（6歳未満は2割）

【基本療養費】

訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）	
A 看護師及び准看護師（◆）による場合（Bを除く）	週3日まで5,550円（◆）5,050円 週4日以降6,550円（◆）6,050円
B 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る研修を受けた看護師による場合	12,850円（月1回限度）
C 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合	5,550円
訪問看護基本療養費Ⅲ 【試験外泊】	8,500円（基本入院中1回限りの外泊時に算定、但し、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回まで可）
難病等複数回訪問加算 （厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別指示書の交付を受けた利用者）	4,500円（1日に訪問2回） 8,000円（1日に訪問3回以上）
複数名訪問看護加算（看護職員）	4,500円（週1日を限度） 3,800円（▲）
特別地域訪問看護加算	所定額に50%加算
緊急訪問看護加算（1日につき）	2,650円×緊急訪問日数（月14日目まで） 2,000円×緊急訪問日数（月15日目以降） ※利用者様（ご家族）より緊急の求めに応じて主治医が訪問看護事業所に対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合に算定します。
早朝訪問看護加算（6時～8時）	2,100円（1日に1回限度）
夜間訪問看護加算（18時～22時）	2,100円（1日に1回限度）
深夜訪問看護加算（22時～6時）	4,200円（1日に1回限度）

（▲） 看護職員が他の准看護師と同時に訪問看護を行った場合算定します。

【訪問看護管理療養費】

訪問看護管理療養費 （1）月の初回の訪問日（ニ） （2）月の2日目以降の訪問（イ）	（1）7,710円（1日につき） （2）訪問看護管理療養費1：3,010円（1日につき）
24時間対応体制加算（1月につき）	（1）24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合 6,800円 （2）上記以外の場合 6,520円 ※24時間連絡体制をとった上必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にあると地方厚生局に届け出受理されている。
訪問看護医療DX情報活用加算 ☆1	50円（月1回限り）

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）☆2	1, 830円（月1回限り）（令和8年6月1日より） 2, 880円（月1回限り）（令和9年6月1日より）
特別管理加算（1月につき）	利用者様の状態により2, 500円又は5, 000円
特別管理指導加算	2, 000円（月1回限度）
退院時共同指導加算（1回につき）	8, 000円（利用者様の状態に応じ月2回限度） （指定訪問看護を受けようとする者であって、保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中のものの退院または退所に当たり、当該訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、当該保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院の主治医又は職員と共同し、当該者又はその看護に当たっている者に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、退院又は退所後の最初の指定訪問看護が行われた場合。）
退院支援指導加算（1回につき）	6, 000円 （指定訪問看護を受けようとするものが、退院支援指導を要する者として別に厚生労働大臣が定めるものに該当する場合に、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合（長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合にあっては、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に限る。）に初日の指定訪問看護の実施日に1回に限り訪問看護管理療養費に加算する。ただし、当該者が退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われる前に死亡あるいは再入院した場合においては、死亡若しくは再入院日に算定する。なお、訪問看護管理療養費を算定する月の前月に退院支援指導を行った場合においても算定できる。） 8, 400円（長時間指導を行った場合）
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2, 000円（1月につき2回限度）
訪問看護ターミナルケア療養費1	25, 000円 （※在宅で死亡した利用者又は、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち看取り介護加算等を算定していない利用者に対してターミナルケアを行った場合）
訪問看護ターミナルケア療養費2	10, 000円 （※特別養護老人ホーム等で死亡した利用者で、看取り介護加算等を算定している利用者に対してターミナルケアを行った場合）
訪問看護情報提供療養費1 ★イ	1, 500円（1月につき）
訪問看護情報提供療養費2 ★ロ	1, 500円（各年度1回につき）
訪問看護情報提供療養費3 ★ハ	1, 500円（1月につき）
訪問看護物価対応料1 （1）月の初回の訪問日（イ）	令和8年6月～ 令和9年6月から 60円（1日につき） 120円（1日につき）
（2）月の2日目以降の訪問（ロ）	20円（1日につき） 40円（1日につき）
訪問看護物価対応料2	20円（1日につき） 40円（1日につき）

★イ：厚生労働大臣が定めた疾病等の利用者について、市町村等から求めに応じて情報提供した場合に算定

★ロ：厚生労働大臣が定めた疾病等の利用者で保育所・幼稚園・小中学校等へ通園又は通学する利用者について、利用者の同意を得て学校等からの求めに応じて情報提供した場合に算定。又入園若しくは入学又は転園若しくは転学等により初めて在籍した月に1回に限り、別途算定（1500円）可能。

★ハ：保険医療機関、老人保健施設等に入院又は入所する利用者について、訪問看護情報を提供した場合算定

☆1：電子資格確認により利用者の診療情報を取得等した上、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合算定。

☆2：地方厚生局長等に届出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合算定。

【保険適用外料金】

エンゼルケア利用料（死後のケア料金）	20, 000円
衛生材料費（含、エンゼルメイクセット）	5, 000円

交通費（事業所からの往復の費用）	
事業所から往復 5 kmまで	1 00 円
事業所から往復 1 0 kmまで	2 00 円
事業所から往復 2 0 kmまで	3 00 円
事業所から往復 3 0 kmまで	4 00 円
事業所から往復 3 0 kmを超える場合	6 00 円

ご利用者負担金は、次のいずれかの方法によりお支払い頂きますようお願いいたします。

① 銀行口座振替（原則、口座振替でお願いします）

毎月、月末締めにて請求書作成し、訪問月から 2 ヶ月後の 6 日に口座より振替ます。

例：（訪問月 H30 年 8 月訪問——9 月に請求計算し請求書作成持参——

10 月 6 日に口座より引き落とし、記帳はテラダビョウインとなります）

② 現金払い

毎月、月末締めにて請求書作成し持参します。そのとき支払いをお願いします。

領収書の再発行はできません。万が一領収書を紛失された場合は「領収証明書」を発行致しますが、その際 1 か月分につき **3 3 0 円**をいただきます

※サービス提供の際の事故・トラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

看護師などは、年金の管理、金銭の貸し借りなどの金銭の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。

【キャンセル料】

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

利用日の前日までの連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	7 0 0 円

8.通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、名張市全域、伊賀市青山（旧青山町）、津市美杉町（旧美杉村太郎生）、奈良県宇陀市室生区（旧室生村）、奈良県山辺郡山添村とする。

9.緊急時等、事故発生時における対応方法

当訪問看護ステーションは、24 時間対応事業所となっております。

患者様に変化が生じた場合、訪問看護ステーションにご連絡ください。

内容・状態に応じて訪問、または主治医に連絡、相談し対応させていただきます。

＜緊急時の対応＞ 緊急時は下記に連絡ください。

訪問看護ステーション「コスモス」

電話 0 5 9 5－6 1－2 3 0 0

営業時間外は不在になります。下記の携帯電話にご連絡下さい。

訪問看護師携帯電話

0 9 0－2 1 3 9－8 1 9 0

以上に連絡して頂いても連絡がつかない場合は

寺田病院 電話 0 5 9 5－6 3－9 0 0 1 へ

その際は、必ず「訪問看護を受けている。〇〇です。」と名乗っていただきご用件をお話ください。私たち訪問看護スタッフに連絡が入ります。

訪問看護スタッフ： 石倉 辻 御手洗

<事故発生時における対応>

- ① サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じ、その後に、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所及び市担当者等に連絡します。
- ② 発生事故の状況及び処置について記録し、損害賠償等が必要な場合には、すみやかに加入の損害賠償責任保険等を利用し、賠償を行います。
- ③ 事業所の管理者は、事故発生の原因を解明し再発防止の為の対策に従業者に指導する。
- ④ 事業所は、事故等の詳細及び指導・対策内容等を記録に残し、2年間保存する。

10. 訪問看護指示書

訪問看護指示書は、主治医から指定された訪問看護事業者が訪問看護サービスを提供する際に、交付される文章です。訪問看護指示書には期間があり、主治医からの指示のある期間訪問看護サービスが利用可能です。訪問看護サービスの利用継続には定期的な主治医からの訪問看護指示書が必要となります。

11. 個人情報の取扱

患者及び代理人（ご家族等）の個人情報については、後述の「個人情報使用同意説明書」に記載された「個人情報使用規定」に基づいて慎重に取扱う。

12. 苦情相談窓口

当事業所サービスについての苦情、相談等を下記事業所利用者相談窓口で、担当者が承ります。

事業所利用者相談窓口

連絡先	医療法人（社団）寺田病院 訪問看護ステーション「コスモス」
電話番号	0595-61-2300
担当者	石倉 たまみ
利用時間	月曜日～土曜日 午前8：45～午後5：45
面接場所	医療法人寺田病院2階 相談室

公的機関

三重県医療安全センター	医療相談窓口
住 所	津市広明町13番地（県本庁舎4階）
利用時間	月曜日～金曜日 9：00～12：00 及び 13：00～16：00
電話番号	059-224-3111

13. 虐待防止に関する事項

当事業所は利用者の人権の養護・虐待等の防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行い、相談等を上記12の苦情相談窓口で、担当者が承ります。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

当事業所以外に名張市福祉子ども部地域包括支援センター（電話：0595-63-7833）等の相談・苦情窓口にご相談することができます。

14. 身体的拘束の適正化

事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を把握し記録するものとする。

15. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とい

う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1年に2回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

17. カスタマーハラスメントに関する当事業所の考え方について

当事業所では、すべての利用者様に安心して訪問看護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい職場環境を確保することを大切にしています。

そのため、利用者様又はご家族様等からの言動のうち、社会通念上許容される範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当すると判断する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ・大声での叱責や威圧的な言動
- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレームなど

※電話やSNS等のインターネット上においても行われるものも含まれます。

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、訪問看護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なく上記12の**事業所利用者相談窓口**までお申し出下さい。

利 用 契 約 書 （医療保険）

<サービスの目的>

第1条 事業者は医療保険法に基づきこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、医療保険の対象となる訪問看護サービスを提供します。

<契約期間>

第2条 この契約の契約期間は、_____年 _____月 _____日より開始とします。

以下の場合、契約解約になります。

- 1 利用者からの契約中止の申し出があった場合。
- 2 主治医より中止の連絡が入った場合
- 3 利用者が亡くなられたとき

<運営規程の概要>

第3条 事業所の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等）、従業員の勤務の体制等は、上記2頁～7頁の「重要事項説明書」に記載したとおりです。

<居宅サービス計画援助>

第4条 訪問看護ステーションは、訪問看護（リハビリテーション）計画を立てそれに沿って訪問援助を行います。

（訪問看護）	訪問曜日	月・火・水・木・金・土	回	<u>1回</u>	<u>分</u>
（訪問リハビリ）	訪問曜日	月・火・水・木・金	回	<u>1回</u>	<u>分</u>

<サービス内容>

第5条

- 1 利用者が、この契約で利用できるサービスの内容は、以下の通りである
 - （ア） 病状の観察
 - （イ） 服薬の管理・指導
 - （ウ） 療養上の指導
 - （エ） 日常生活の介護・看護の指導
 - （オ） 清拭・入浴介助
 - （カ） 日常生活上で必要な機能訓練・動作等の指導及び必要な援助
 - （キ） 褥瘡などの処置
 - （ク） チューブや医療器具の管理 など
- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。
- 3 病状に応じて、サービス内容が変更になる場合もあります

<利用者負担金>

第6条 サービスに対する利用者負担金は、医療保険法による負担額に応じて請求させていただきます。

<利用者の解約権>

第7条 利用者は、事業者に対していつでもこの契約の解約を申し出ることができます。

この場合には、1週間以上の予告期間を持って事業者~~に~~届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

ただし、契約解約により生じた不測の損害がある場合は、これを賠償請求することがあります。

<利用者の解約事由>

第8条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解約できます

- ① 事業者が、正当な理由もなく、本契約に定める訪問看護サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらずこれを提供しようとししない場合。
- ② 事業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業者が、利用者の身体・財産・名誉などを傷つけ、また著しい不信行為を行うなどの、本契約を継続しがたい重大な理由が認められるとき。

<事業者の解約権>

第9条 事業者は、利用者の著しい不信行為等により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文章により、この契約を解約することができます。

<契約の終了>

第10条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第2条の契約期間の規定により、契約解約となったとき。
- 2 事業者は、利用者が以下の事情に該当する場合には、本契約を文書で通知することにより解約することが出来ます。
 - ① 利用者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - ② 事業者は、利用者もしくは介護者等が事業所や訪問看護職員等に対して本契約を継続し難いほどの不信行為等を行った場合、又はカスタマーハラスメント（暴言・暴力・威嚇・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為など）やセクシャルハラスメント（身体や手を必要なく触る・性的な言動をする等）などの行為等により適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合。
- 3 次の理由により利用者にサービスを提供できなくなったとき。
 - ① 利用者が医療施設に入院されたとき。
 - ② 利用者が他府県等通常の事業実施地域外に転居されたとき。
- 4 前3項の場合、利用者はすでに実施した訪問看護サービスについて、所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

<損害賠償>

第11条

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、事故が発生し、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

<秘密保持及び個人情報保護>

第12条

- 1 事業者及びその職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命・身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中および契約後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合、又は利用者の家族の情報をを用いる場合は、利用者、家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議においてそれらの個人情報を用いません。

<苦情対応>

第 13 条

- 1 利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合、事業者、三重県医療安全センターに対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及び連絡先を明らかにするとともに、苦情申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立てなどを行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

<契約外の事項>

第 14 条 この契約及び医療保険法などの関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

個人情報使用同意説明書

医療法人（社団）寺田病院訪問看護ステーション「コスモス」は、利用者及び代理人（ご家族等）の個人情報については、下記「個人情報使用規程」により、必要最小限の範囲内で使用いたします。

記

医療法人（社団）寺田病院訪問看護ステーション「コスモス」

個人情報使用規程

1. 個人情報使用対象者 利用者及び代理人（ご家族等）
2. 個人情報使用目的
 - （1） 医療保険法に基づき医師の指示に従って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員等の関係専門職との連絡調整等において必要な場合
 - （2） 利用者が自らの意思によって介護保険施設等に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
 - （3） 在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所その他の関係機関と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供
3. 使用する事業者の範囲 利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者
4. 使用する期間 契約日より訪問看護・訪問リハビリテーションサービスが終了するまでの期間
5. 使用条件
 - （1） 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
 - （2） 個人情報を使用した会議等においては、出席者名、議事内容等を記録しておくこと

私は、訪問看護・訪問リハビリテーションサービスの提供に際し、利用者及び代理人（ご家族等）に対し、上記「重要事項説明書」、「利用契約書」により重要事項の説明を行いました。

医療法人（社団）寺田病院 訪問看護ステーション「コスモス」

説明者 氏 名 _____

1. 私（利用者及び代理人）は、本書面に基づいて医療法人（社団）寺田病院訪問看護ステーション「コスモス」の上記職員から重要事項の説明を受け、理解したうえで訪問看護・訪問リハビリテーションサービスの提供開始に同意し、本契約を申し込みます。

契約日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

2. 上記「個人情報使用同意説明書」により、個人情報使用対象者、使用目的及び情報の開示・提供する範囲等について説明を受け、会議や連携等で必要な場合に限り、私及び代理人（ご家族等）の個人情報を用いることにつき予め同意します。

（利用者）

住 所： _____

氏 名： _____

（代筆者氏名） _____ （続柄） _____

（代理人）

住 所： _____

氏 名： _____ 電話番号 _____

利用者との関係： _____

（事業者）

所 在 地： 三重県名張市夏見 3 2 6 0 番地 1

名 称： 医療法人（社団）寺田病院

印

代表者名： 理事長 寺 田 紀 彦

（事業所）

所 在 地： 三重県名張市夏見 3260 番地 1

名 称： 医療法人（社団）寺田病院 訪問看護ステーション「コスモス」

管 理 者： 所 長 石 倉 た ま み

本契約を証するため本書を 2 通作成し、利用者の署名、事業者の記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。